

令和8年広審第5号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

(一級、特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許)

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士 (二級小型船舶操縦士)

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和7年9月15日10時25分

島根県十六島漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A	漁船B
総 ト ン 数	14.0トン	1.7トン
登 録 長	17.98メートル	6.34メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	610キロワット	84キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首側に操舵室を配し、操舵室前部中央に舵輪を、舵輪前面に自動操舵装置、右舷側にレーダー、左舷側に機関操縦レバーを、同室後部にGPSプロッターをそれぞれ装備した、小型機船底びき網漁業に従事する軽合金製漁船で、a受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和7年9月15日03時30分十六島漁港を発し、同漁港北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、05時00分前示漁場に至り、操業を繰り返していたところ、甲板員1人が腰を痛めたことから、病院を受診させることとして操業を取りやめ、09時30分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で単独の操縦に当たり、ノースアップの6海里レンジで船首方が10海里まで映るオフセンターとしたレーダー及びノースアップの7海里四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、負傷した甲板員1人を船室で休憩させ、09時50分出雲日御碕灯台（以下「日御碕灯台」という。）から017度（真方位、以下同じ。）9.10海里の地点で、針路を160度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により18度右方へ圧流され、2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として、他の乗組員3人に船首甲板で、漁獲物の仕分け作業を行わせながら進行した。

a受審人は、負傷した甲板員に代わり、船首甲板に移動して漁獲物の

仕分け作業に加わり、10時20分日御碕灯台から020度8.15海里の地点に達したとき、正船首460メートルのところに、Bを視認することができ、ほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首甲板に移動する前に一見して周囲に他船を認めなかったことから、短時間に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、10時25分少し前漁獲物の仕分け作業を終えて操舵室に戻り、増速したところ、10時25分日御碕灯台から020度8.00海里の地点において、Aは、原針路及び8.0ノットの速力で、その右舷船首部がBの右舷船尾部に前方から30度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近には北西方に向かう強い潮流があった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側前面に舵輪を、舵輪右舷側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備え、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日06時00分十六島漁港を発し、同漁港北方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、06時40分前示漁場に至って操業を開始し、北西方へ約2海里圧流されたのち、潮上りを行い、09時00分日御碕灯台から032度7.60海里の地点で、船首から傘部の直径約3メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入して直径約20ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ

30メートルの合成繊維製傘索に直径約15ミリ長さ50メートルの合成繊維製えい索を連結して延出し、同索を右舷船首部のクリートに係止し、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b受審人は、操業を続けたものの、潮流が強くなったことから操業を取りやめ帰航することとし、10時20分日御碕灯台から021度8.00海里の地点で、船首が310度を向き、折からの潮流により310度の方向に1.2ノットの速力で圧流されながら、船尾甲板で漁具の片付けを開始した。

漁具の片付けを開始したとき、b受審人は右舷船首30度460メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、操業中に周囲を一見して航行する船舶を認めなかったことから、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、10時25分少し前船首至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が310度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を、Bは、右舷船尾部外板に破口等をそれぞれ生じ、b受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、十六島漁港北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係に

ついて航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、十六島漁港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、十六島漁港北西方沖合において、同漁港に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首甲板に移動する前に一見して周囲に他船を認めなかったことから、短時間に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、十六島漁港北西方沖合において、漁具を片付けながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操業中に周囲を一見して航行する船舶を認めなかったことから、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊

を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年5月26日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則